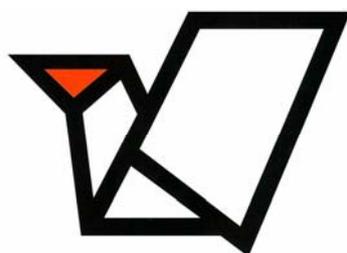


令和2年  
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
第2回定例会  
議案書



令和2年8月28日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会議案書 目次

		資料番号	ページ 番号
<b>承認</b>			
承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))	資料1	1
承認第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	資料2	17
承認第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))	資料3	23
承認第4号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	資料4	39
<b>議案</b>			
議案第8号	令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について	資料5	45
<b>認定</b>			
認定第1号	令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	資料6	59
認定第2号	令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	資料7	61

【このページは空白です】

承認第 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同法第 292 条において準用する同法第 179 条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 28 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

【このページは空白です】

## 専 決 処 分 書

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒夫

「別紙」

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者  
医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30億5,962万5千円を  
追加し、歳入歳出それぞれ9,341億2,126万9千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

**令和元年度**

**神奈川県後期高齢者医療広域連合**

**後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		258,884,939	3,059,625	261,944,564
	1. 国庫負担金	210,851,757	3,059,625	213,911,382
歳 入 合 計		931,061,644	3,059,625	934,121,269

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 保険給付費		913,979,872	3,059,625	917,039,497
	1. 保険給付費	913,979,872	3,059,625	917,039,497
歳	出	合	計	
		931,061,644	3,059,625	934,121,269

【このページは空白です】

# 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	258,884,939	3,059,625	261,944,564
歳入合計	931,061,644	3,059,625	934,121,269

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保険給付費	913,979,872	3,059,625	917,039,497	3,059,625			
歳 出 合 計	931,061,644	3,059,625	934,121,269	3,059,625			

## 2 歳 入

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 療養給付費負担金	206,530,209	3,059,625	209,589,834
計	210,851,757	3,059,625	213,911,382

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	3,059,625	

### 3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等	908,704,598	3,059,625	911,764,223	3,059,625			
計	913,979,872	3,059,625	917,039,497	3,059,625			

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19. 負担金、補助 及び交付金	3,059,625	

【このページは空白です】

承認第 2 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同法第 292 条において準用する同法第 179 条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 28 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

【このページは空白です】

## 専 決 処 分 書

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための臨時の措置として、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項に規定する傷病手当金の支給に伴う神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月1日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長      鈴木 恒 夫      印

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

### 理由

傷病手当金の支給については、その目的から迅速に実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、これを専決処分する。

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 第7条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条において同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者に対し、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるもの

とする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整)

第8条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第7条及び第8条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

## 承認第3号

## 専決処分の報告及び承認を求めることについて

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同法第292条において準用する同法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年8月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

【このページは空白です】

## 専 決 処 分 書

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月1日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒夫

「別紙」

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者  
医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,532 万 1 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 9,583 億 4,548 万 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市町村支出金		198,100,989	2,321	198,103,310
	1. 市町村負担金	198,100,989	2,321	198,103,310
2. 国庫支出金		266,750,654	13,000	266,763,654
	2. 国庫補助金	48,120,301	13,000	48,133,301
歳 入 合 計		958,330,161	15,321	958,345,482

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費		943,830,275	15,321	943,845,596
	1. 保険給付費	943,830,275	15,321	943,845,596
歳 出	合 計	958,330,161	15,321	958,345,482

【このページは空白です】

**令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合**

**後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書**

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	198,100,989	2,321	198,103,310
2. 国庫支出金	266,750,654	13,000	266,763,654
歳入合計	958,330,161	15,321	958,345,482

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保険給付費	943,830,275	15,321	943,845,596	13,000		2,321	
歳 出 合 計	958,330,161	15,321	958,345,482	13,000		2,321	

## 2 歳 入

### (款) 1. 市町村支出金

### (項) 1. 市町村負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 保険料等負担金	126,821,025	2,321	126,823,346
計	198,100,989	2,321	198,103,310

### (款) 2. 国庫支出金

### (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整交付金	46,840,687	13,000	46,853,687
計	48,120,301	13,000	48,133,301

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保険料納付金	2,321	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	13,000	

### 3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 傷病手当金	0	15,321	15,321	13,000		2,321	
計	943,830,275	15,321	943,845,596	13,000		2,321	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	26	
11. 役務費	95	
12. 委託料	2,200	
18. 負担金、補助 及び交付金	13,000	

【このページは空白です】

承認第 4 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同法第 292 条において準用する同法第 179 条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 28 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

【このページは空白です】

## 専 決 処 分 書

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について定めるため、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長      鈴木   恒   夫      印

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

### 理由

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について定めるため、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものである。

また、被保険者の救済を迅速に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであることから、これを専決処分とする。

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「次条において」を「以下」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の特例）

第9条 広域連合長は、新型コロナウイルス感染症により世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合のいずれかに該当する被保険者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【このページは空白です】

## 議案第 8 号

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正  
予算（第 1 号）について

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1  
号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 544, 224 千円を追加し、  
歳入歳出それぞれ 3, 643, 211 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 8 月 2 8 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準  
用する同法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度神奈川県後期高  
齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 2 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第 1 号）

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		2	544,224	544,226
	1. 繰越金	2	544,224	544,226
歳入合計		3,098,987	544,224	3,643,211

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,087,805	544,224	3,632,029
	1. 総務管理費	3,087,404	544,224	3,631,628
歳 出	合 計	3,098,987	544,224	3,643,211

【このページは空白です】

# 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 一般会計補正予算に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	2	544,224	544,226
歳入合計	3,098,987	544,224	3,643,211

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,087,805	544,224	3,632,029			544,224	
歳 出 合 計	3,098,987	544,224	3,643,211			544,224	

## 2 歳 入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	2	544, 224	544, 226
計	2	544, 224	544, 226

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	544,224	○前年度繰越金

### 3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 保健事業等支援 基金費	25	544, 224	544, 249			544, 224	
計	3, 087, 404	544, 224	3, 631, 628			544, 224	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	544,224	○保健事業等支援基金費 24. 積立金 保健事業等支援基金積立金

【このページは空白です】

## 認定第1号

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入  
歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する  
同法第233条第3項の規定に基づき、令和元年度神奈川県後期高齢者  
医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会  
の認定に付する。

令和2年8月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

【このページは空白です】

認定第 2 号

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者  
医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する  
同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和元年度神奈川県後期高齢者  
医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意  
見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 8 月 28 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

【このページは空白です】